

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定

(スーパー定期)

I 自動継続型

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の 2(自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」という。)は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日、以下 2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次ぎによります。
 - ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金(M型)」という。)に限り、中間払利息を定期預金にすることができます。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。
 - ③ 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金は、前記①、②にかかわらず約定日数および約定利率によって 6 カ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次ぎのとおり取扱います。
 - ① 預入日の 1 カ月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型 2 年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらか

じめ指定された方法により、次ぎのとおり取扱います。

- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金にする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期したこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金して、継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに、提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次ぎの預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6カ月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金
- A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
- D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
- F 2年6カ月以上4年未満……………約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
- D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%

- E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
- F 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6カ月以上1年未満……………約定利率×30%
 - C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×40%
 - D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×50%
 - E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×60%
 - F 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満……………約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息について、前記2.の規定を準備します。
- (2) 中間利息定期預金については原則として、預金証書(通帳)を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の証書の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(R2. 4. 1. 改定)